

# 北海道札幌稲雲高等学校 各種規程



## <校 名>

「稲雲」は、手稲の「稲」と、石狩の野の広がりや希望を象徴する「雲」を組み合わせてできたものである。緑豊かな自然のたたずまいの中に建つ校舎、そこに生き生きと学ぶ生徒にふさわしい校名と言えよう。

## <校 章>

全体の形は北海道の樹木として指定されているエゾ松の緑濃き若葉であり、三枚の葉は校訓の「賢く、強く、優しく」をあらわし、中心の円形は「真心」を象徴している。内側の雲は、手稲地区の広さと希望をあらわし、青年が志をもって若々しく前進することを期待したものである。

## <スクールカラー>

ダークグリーンは手稲山の落ち着いた自然の緑の色であり、希望をもって若々しく前進する青年の姿を象徴したものである。

## 目 次

校訓・教育目標	1
校 歌	2
教務規程（抄）	3
日課表	4
図書館利用規程	5
生徒心得	6
服装規程	9
交通安全規程	14
生徒会会則	15
議事運営規程	19
選挙規程	22
部・同好会設置規程	24
生徒会遠征規程	25
全国大会出場規程	27
生徒会組織図	28

# 校訓

真心 -賢く、強く、優しく-

学校教育目標

- (1) 知性を磨き、自ら考え創造する力を育てる。
- (2) 責任を重んじ、自主的に行動する力を育てる。
- (3) 自他の人格を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- (4) 心身共に健康で、自ら鍛え実践する力を育てる。

## 北海道札幌稲雲高等学校々歌

田中 吉人 作詞

浪花 正雄 作曲

## 北海道札幌稲雲高等学校々歌

田中吉人 作詞

浪花正雄 作曲

1

仰ぎみる手稲の山の朝ぼらけ

光溢るる 丘の上

曉鐘さやかに 鳴りわたる

集いし若人 眉あげて

学びの道に いそしまん

ああ稲雲 われ等が母校

Andante grandioso

あ お ー ぎ み ー る て い ね の や  
 し ハ ー ル カ ー ス イ シ カ リ ノ  
 ー ざ い ー の と お の く う  
 ま ー の あ さ ー ぼ ら け ひかりあふるる  
 ノ ー ニ ヒ ワ ー タ カ ク ノゾミユタケキ  
 み ー に ひ は ー お ち て あかねにうつろう

2

見はるかす 石狩の野に陽は高く

望みゆたけき 丘の辺に

歌声高く どよめきぬ

集いし若人 肩組みて

強く挫けず いざゆかん

ああ稲雲 われ等が母校

おかのう えぎょうしょうさやかに なりわたる  
 オカノベニウタゴエターカクドヨメキヌつ ど いしわこ  
 おかのいろ なしらぬおぐさも つゆむすぶ  
 まゆー あげー てま な びの みー ちに いそー  
 ーど カター ク ミー テ ツ ヨ ー ク クジ ケズ イザー  
 てをー とりー て や さ し き おー も い わすー  
 し ま ー ん  
 ユカ ー ン あ ー と ー う ん わ れ ら が ぼ こ ー う  
 れ じ ー な

3

潮騒の遠のく海に 陽は落ちて

茜にうつろう 丘の色

名知らぬ小草も 露結ぶ

集いし若人 手を取りて

優しき想い 忘れじな

ああ稲雲 われ等が母校

- 一、仰ぎみる 手稲の山の朝ぼらけ  
光溢るる 丘の上  
曉鐘さやかに 鳴りわたる  
集いし若人 眉あげて  
学びの道に いそしまん  
ああ稲雲 われ等が母校
- 二、見はるかす 石狩の野に陽は高く  
望みゆたけき 丘の辺に  
歌声高く どよめきぬ  
集いし若人 肩組みて  
強く挫けず いざゆかん  
ああ稲雲 われ等が母校
- 三、潮騒の 遠のく海に 陽は落ちて  
茜にうつろう 丘の色  
名知らぬ小草も 露結ぶ  
集いし若人 手を取りて  
優しき想い 忘れじな  
ああ稲雲 われ等が母校

## 北海道札幌稲雲高等学校教務規程（抄）

（忌引等の日数）

忌引等の日数は、次のとおりとする。

父母 7日

祖父母・兄弟姉妹 3日

その他の親族 1日

法要 1日

（旅行日数の加算）

忌引、進学および就職試験等の往復に要する期間は加算する。

欠席の事由区分	ホームルーム	教科・科目	特別活動
ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学日数または時間	「出席すべき日数」より引く (出席にも欠席にもならない)	出席にも欠席にもならない	「出席すべき日数」より引く (出席にも欠席にもならない)
イ 学校保健法第12条による出校停止日数または時間			
ウ 伝染病予防法第7条・第8条による隔離その他の場合の日数または時間			
エ 学校保健法第13条による学年の一部の臨時休業を行った場合の日数または時間			
オ 忌引等の日数または時間			
カ 非常災害等生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由による欠席の場合の日数または時間			
キ 進学・就職試験（移動、健康診断等必要とされる日数、時間を含む）に伴う欠席日数または時間	出席	欠課(内数)	
ク 高体連・高文連・高野連などの関係行事に伴う欠席日数または時間			
ケ 病気による欠席日数または時間	欠 課	欠 課	
コ 事故による欠席日数または時間 (生徒の一身上の都合による欠席)			
備 考			

# 日 課 表

生 徒 の 日 課	
登 校	8 : 3 0
S H R	8 : 3 5 ~ 8 : 4 5
1 校 時	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
2 校 時	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
3 校 時	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
4 校 時	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
昼 休 み	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 5
5 校 時	1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 0
6 校 時	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5
7 校 時	1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 4 0
S H R	1 5 : 4 0 ~ 1 5 : 5 0
清 掃	1 5 : 5 0 ~ 1 6 : 0 5
下 校	1 6 : 3 0

## 図書館利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、本校図書館の利用を円滑にし、図書館教育の充実と成果の達成を図ることを目的とする。

### (開館時間と休館日)

第2条 図書館の開館時間および休館日は、次の通りとする。

- (1) 開館は、原則として長期休業日を除き、平常の授業が行われる月曜日から金曜日までの5日間とし、次のように行う。

(昼休み) 12時20分～13時00分

(放課後) 15時50分～16時50分

- (2) 長期休業中の開館については、別に定める。
- (3) 資料の整理等のため、臨時に休館日を設けることがある。

### (利用の形態と接架方式)

第3条 図書館の利用形態は、館内閲覧（自由閲覧）と館外貸出しの2種類とし、接架方式は開架式とする。

### (貸出し)

第4条 図書の貸出しは、次の各号によって行う。

- (1) 貸出しの受付時間は、月曜日から金曜日までの5日間の開館中とする。
- (2) 貸出し図書は、館内専用の事典、年鑑等の禁帯出図書を除くすべてとする。
- (3) 貸出し図書の冊数は、原則として1人一回につき3冊までとする。
- (4) 貸出し期間は、貸出し日を含めて7日を限度とする。
- (5) 貸出し期間の延長を希望する者は、その図書の次の利用者がいない限り、3度まで繰り返して借りることができる。

### (注意事項)

第5条 図書館を利用するときは、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 館内を気持ちよく、広く使うために、学習用具以外の持ち物は所定の場所に置くこと。
- (2) 閲覧室では静粛にし、他人の迷惑にならないようにすること。また、館内での飲食は一切禁止する。
- (3) 書架の前での長時間の立ち読みは慎むこと。
- (4) 図書の又貸しは、絶対に禁止する。
- (5) 新聞、雑誌は館内利用を原則とする。

### (罰則)

第6条 この規程に違反する者には、次の罰則を適用する。

- (1) 貸出し期限を守らない場合は、以後の貸出しを停止することがある。
- (2) 図書を汚損、紛失した場合は、実費弁償をするものとする。

附則 この規程は昭和59年4月1日より施行する。

附則 この規程は平成18年4月1日より改定施行される。

## 生徒心得

この心得は、北海道札幌稲雲高等学校がめざす目標を達成するために、日常守るべきことを簡潔に示したものである。集団の一員としてこれを完全に理解し、かつ実行し、さらに自己の人格の高揚に努めること。

### 《学校教育目標》

- (1) 知性を磨き、自ら考え創造する力を育てる。
- (2) 責任を重んじ、自主的に行動する力を育てる。
- (3) 自他の人格を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- (4) 心身共に健康で、自ら鍛え実践する力を育てる。

#### A. 登下校、出欠席

1. 定められた時刻を厳守する。

- (1) 登校時刻（S H R）…… 8時35分までに教室に入り着席する。  
（8時35分の生徒玄関施錠後は、職員玄関から入り職員室へ行くこと。）
- (2) 下校時刻………16時30分

2. 欠席の場合は、8時20分までに必ず保護者が連絡する。

3. 早退・外出・遅刻等の場合は、所定の用紙に記入し、担任に届け出ること。

4. 自転車通学は、許可制とする。

5. 自転車以外の車両による通学は認めない。怪我や病気等で特別に車の送迎が必要な場合は学校に申し出て許可を得ること。

6. 登下校の際は本校指定の制服を着用する。

#### B. 礼 儀

礼儀は真心から発するものである。保護者、教職員、外来者に対してはもちろんのこと、生徒間においても、校内外を問わず、礼を失することのないように心がける。

1. 来客や教職員、生徒相互間の挨拶は率先して行うこと。

2. 校長室、職員室、事務室等に入室の際は礼法を守ること。マナーを考え帽子、外とう類の着用はしない。

3. 日常、正しい言葉づかいに心がけ、目上の人には敬語を用いる。

4. 授業、集会等の前後には礼をする。

#### C. 学 習

入学は自らの意志でなされたものであり、学習の目的意識をもち、常に計画的かつ意欲的に学力向上に努める。

1. 授業の理解度を増すために、必ず予習、復習の習慣化を図り、規律ある学習態度を確立する。

2. 教科書や学習用具は授業開始前までに机上に用意しておくこと。

3. 休み時間内に次の授業の準備を済ませ、始業ベルが鳴った時点で座席についていること。

#### D. 所持品

1. 所持品（教科書、辞書、副教材など）には必ず記名する。
2. 貴重品はカバン等に入れることなく、常に身につけておく。やむを得ず身から離すときは、個人ロッカーに入れ施錠するなどし、自己管理を徹底する。
3. 必要以上の金銭を所持しない。納入すべき金銭は、登校後すみやかに納入する。
4. 学習に必要なでないものは持参しない。ゲーム・漫画・トランプ等は持ち込みを禁止とする。
5. 所持品を紛失又は拾得した場合は、直ちに担任又は係の先生に届け出る。
6. 携帯型音楽機器に関して  
校内においては昼休み時間や放課後における教室での使用を認める。廊下等はマナーの観点から使用を禁止する。
7. スマートフォン等について（BYOD端末の利用方法は活用ガイドラインに従うこと）  
スマートフォン等のインターネット接続機器は、防災・防犯上の面から、許可を受けた者の持ち込みは認めるが、校地内での使用は一切禁止とする。安全面の配慮から、歩きながらの使用は校地外においても禁止する。特に学校から国道5号線までの通学路は道幅が狭いことなどを踏まえ、十分注意すること。
8. 学校で許可をされている物以外の私物は必ず持ち帰る。

#### E. 校内生活

1. 定められた出入り口以外からの出入りは固く禁止する。
2. 校舎内の施設設備および火気の使用は、所定の手続きをし許可を得る。使用に際し万一汚損や破損した場合は担当の先生に申し出る。使用後はその旨を連絡する。なお、破損した場合、弁償させることがある。
3. 校内での掲示物・印刷物配布と集会は事前に許可を得る。
4. 許可なく部外者を招致してはならない。
5. 生徒間の金銭の貸借はつつしむこと。また、許可のない物品、入場券の売買は禁ずる。

#### F. 休日登校

1. 登下校の際は、本校指定の制服を着用する。
2. 部、同好会等の活動による登下校の場合、体育指定、または部統一ジャージの着用を認める。
3. 前もって許可された場所以外を使用してはならない。
4. 使用した場所は、元どおりに整理すること。窓の施錠および電灯の消灯を忘れず行うこと。

#### G. 校外生活

1. 外出、外泊、旅行について
  - (1) 外出した場合は、午後9時までに帰宅する。
  - (2) 外出の際は、行く先、目的、帰宅時間を保護者に伝え、必ず了解を得る。
  - (3) 外泊は厳禁とする。ただし、相互の保護者が連絡をとり、了解した場合は除く。
  - (4) 旅行、登山、その他の野外活動等は、原則として保護者又は成人で責任を負える者の同行を条

件とする。

## 2. 出入り禁止場所

- (1) 各種遊技場（パチンコ、各種風俗営業店、場外馬券売り場等）および生徒の出入りにふさわしくない場所。
- (2) 酒類提供を主とする各種飲食店、および高校生としてふさわしくない場所。

## 3. 下宿

- (1) 下宿する場合は、事前に所定の届出を提出する。
- (2) 下宿先は、原則として学校が所在する市内とする。
- (3) 間借りは、原則として禁止する。

## 4. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。

ただし、家庭の経済的理由で、生活のために行う必要が生じた場合は、保護者の同意を得た上、学校へ願い出ること。

学校では提出資料を基に審議し（必要な場合は保護者との面談の上）、適切な場合はアルバイトを許可する。

## 5. 運転免許取得

普通乗用車およびバイク免許の取得は禁止する。ただし、3年生就職内定者の中で在学中に教習開始の必要がある者は願い出ること。

### H. 服装

本校服装規程を参照すること。

### I. 保健衛生, その他

校内外の環境の美化に配慮し、また、自己の健康管理に留意する。

- (1) 各自がゴミ、紙くず類を散らかさぬよう心がけ、落ちているゴミ、紙くず類は、率先して拾うようにする。
- (2) 各自は校舎内外の分担区域を責任をもって清掃する。
- (3) 校舎、施設設備は、常に丁寧に扱い、あわせて校舎愛護の精神を持つ。
- (4) 各ホームルームの日直当番者は、教室内の秩序保持に留意し、随時、整理整頓および清掃を行う。

## 服装規程

### (目 的)

第1条 この規定は本校生徒として、清潔な服装を心がけ、高校生らしい品位を失うことのないよう、服装および着用に関する規定を目的とする。

### (学生服タイプ)

第2条 学生服タイプの服装について、次のとおり定める。

(1) 必ず本校指定のものを正しく着用すること。

- ア. ボタンは本校指定のものをつけること。
- イ. バッジは本校指定の校章を左襟につけること。
- ウ. 必ずベルトを着用すること。

(2) 夏期間（5月下旬～9月下旬）

- ア. 上衣は白ワイシャツまたは指定ポロシャツとする。白ワイシャツの裾は必ずズボンの中に入れること。
- イ. スタンドカラーのシャツやズボンの中に入らない丈の短いシャツは認めない。

### (セーラー服タイプ)

第3条 セーラー服タイプの服装について、次のように定める。

(1) 必ず本校指定のものを正しく着用すること。

- ア. 冬期間および夏期間（5月下旬～9月下旬）とも本校指定のセーラー服とする。
- イ. ネクタイはスナップ式リボンタイで本校指定とする。
- ウ. スカート丈は、膝下5cmとする。
- エ. ストッキングは黒色・ベージュ系色とする。

オ. 制服の上に指定のカーディガンの着用を認める。

校内及び登下校において、カーディガンの着用は指定のみとする。〈その他のカーディガンの着用は禁止とする〉

カ. スラックスはセーラー服と同じ素材の指定のものとする。

(2) 夏期間（5月下旬～9月下旬）

- ア. 上衣は、本校指定の白のセーラー服とする。
- イ. ネクタイはスナップ式リボンタイで本校指定とする。
- ウ. スカート丈は、膝下5cmとする。
- エ. スカートは本校指定の夏用または冬用のものとする。
- オ. スラックスは通年でセーラー服と同じ素材の指定のものとする。

### (頭 髪)

第4条 頭髪について、次のように定める。

- (1) パーマ、染色・脱色・セット着色・エクステ・加工等してはならない。
- (2) 前髪は目にかからない状態を基本とする。また、華美な感じを与える装飾をせず、清潔感のあ

る髪型を保つように意識すること。

- (3) 化粧（アイシャドウ、眉の加工、眉ずみ、マニキュア、口紅等）装身具（イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット等）は禁止する。

（履物・通学かばん）

第5条 履物および通学かばんについて、次のように定める。

- (1) 上靴は、学校指定のものを使用すること。
- (2) 外靴や通学かばんは華美でなく、高価でないものとする。

（冬期間のコート着用）

第6条 冬期間のコート着用について、次のように定める。

- (1) いたずらに流行を追うものではなく、また高価、華美なものを避けること。
- (2) 防寒衣としてふさわしく、型は高校生が着用して見苦しくないものであること。

第7条 附記

頭髪・服装の規定に定められていなくても、高校生活になじまないものについては、そのつど適正に判断する。

令和7年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

## 制服

### 1. 上 衣

- (1) 標準型本校指定詰襟学生服（校章バッジの付いているもの）  
素材 ポリエステル70%毛30%
- (2) 本校指定の胸ボタン5個，袖ボタン2個を付ける。

### 2. スラックス

- (1) 色・素材とも上着と同じ。
- (2) ワンタックストレート型で裾はシングルとする。
- (3) カーブベルト仕様。

### セーラー服タイプの仕様

#### 1. 上 衣

- (1) 本校指定のセーラー服とし，色も本校指定の黒とする。  
素材は毛50% ポリエステル50%
- (2) デザインは衿に白の巾3mmのジャバラを3本入れたもの。胸のポケットは玉ぶちとし，胸当て付きで校章入りとする。ファスナーは前開きとする。

#### 2. スカート

- (1) 色，素材とも上衣と同じ。
- (2) デザインは，24本車ヒダ，腰スカート。丈は膝下5cmとする。

#### 3. スラックス（夏期も同様）

- (1) セーラー服と同じ素材
- (2) トンボ社オリジナルワイドパンツシルエット
- (3) ウエストに半分ゴム仕様

#### 4. ネクタイ

- (1) スナップ式リボンタイで本校指定とする。

### セーラー服タイプ夏期の仕様

#### 1. 上 衣

- (1) 本校指定の白のセーラー服とする。  
素材はポリエステル70%，綿15%，キュプラ15%とする。
- (2) デザインは衿に白の巾3mmのジャバラを3本入れたもの。胸のポケットは玉ぶちとし，胸当て付きで校章入りとする。ファスナーは前開きとする。

#### 2. スカート

- (1) デザインは，24本車ヒダ。丈は膝下5cmとする。
- (2) 本校指定の夏スカート着用も認める。

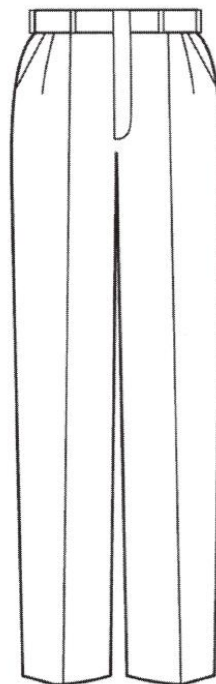
# 〈制服〉



詰襟



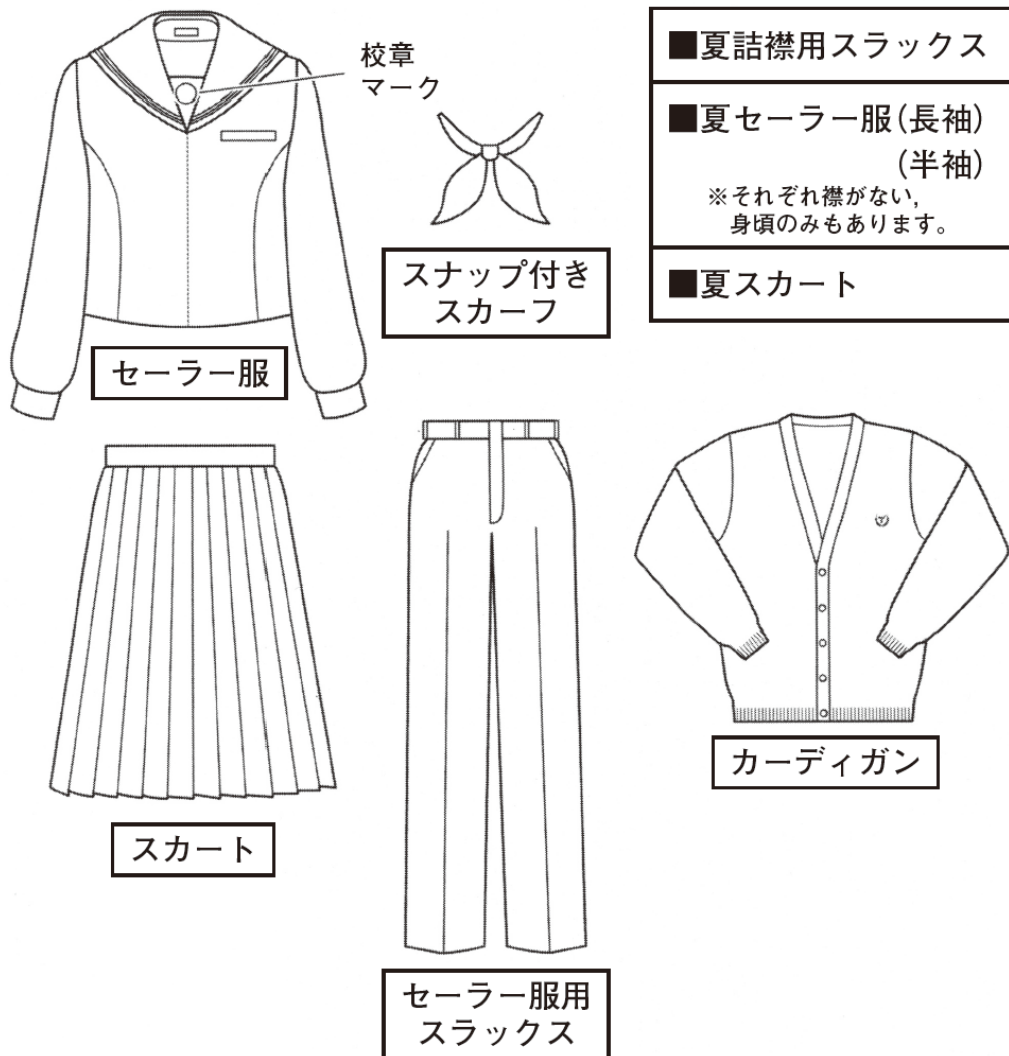
ポロシャツ



詰襟用  
スラックス

学生服タイプ

# 〈制服〉



セーラー服タイプ

## 交通安全規程

(目 的)

第1条 この規程は、交通ルールを守り、お互いが思いやりと譲り合いの気持ちをもって交通事故および交通違反等の未然防止に努めることを目的とする。

(徒歩通学)

第2条 徒歩通学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通学時においては交通ルールを遵守し、右側の歩道又は路側帯を優先して通行すること。(ただし、稲雲坂については登下校ともに左側通行とする。)
- (2) 車道へはみ出しての通行や道路の斜め横断をしない。安全面に配慮し、事故防止に心がけること。

(バス・電車通学)

第3条 バス・電車通学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 停留所等においてはマナーを守り、他人に迷惑をかけない。
- (2) 乗車中において、危険及び迷惑行為をしてはならない。また、他の乗客に不快を感じさせる行動は一切慎むこと。
- (3) 老人や幼児・妊婦・身体の不自由な人等には、率先して席を譲る。

(自転車通学)

第4条 自転車通学は願出により許可する。許可された生徒は次の事項を遵守しなければならない。期間については天候や道路状況等を踏まえ決定する。

- (1) 通学許可を受けた者は自転車に登録ステッカーを貼る。
- (2) 自転車の点検や整備を必ず行うこと。(T Sマーク付帯保険加入)
- (3) 2人乗り・並進・無灯火運転・暴走・スマートフォン・携帯音楽機器使用等の危険走行をしない。
- (4) 交通ルールを遵守し、事故防止に心がける。歩行者等とすれ違う時は安全に配慮して徐行するか、止まって譲るようにする。
- (5) ルール及びマナーを守れない場合は、自転車通学許可を取り消す場合がある。

(自家用車・タクシー等の利用禁止)

第5条 交通事故や通学路の通行支障の観点から、自家用車やタクシー等の利用は禁止する。ただし、怪我や病気等で特別に事情がある場合は、担任を通じ生徒指導部に申し出て、許可証を得ること。

(原動機付自転車および自動二輪車の運転)

第6条 原動機付き自転車および自動二輪車の運転免許取得は禁止する。

(普通自動車の運転)

第7条 普通車の運転免許取得は禁止する。ただし、第3学年で次の許可条件を満たす者は取得願いを提出して許可を得ること。

- (1) 就職内定者で就職先より在学中に免許取得の要望があった場合のみ。ただし、成績不振、時数不足、生活指導上問題のある者は認めない。

- (2) 自動車学校への通学許可開始は、原則として家庭学習期間に入ってからとする。
- (3) 運転免許を取得した場合、取得届を速やかに担任に提出すること。

附則 この規程は平成23年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

## 生徒会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、北海道札幌稲雲高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、北海道札幌稲雲高等学校生徒全員をもって構成する。

第3条 本会は、会員個々の建設的・自主的活動によって、相互の親睦をはかり、教師の指導と援助により、社会の良き構成員として健全なる人格を育成すると共に、手稲の地に秀絶なる文化圏を築き、より良く楽しい学校生活を創造することを目的とする。

第4条 会員は、前条の目的達成のため、本会において積極的に活動することを義務とする。

### 第2章 組 織

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の機関をおく。

- |        |          |           |
|--------|----------|-----------|
| ① 生徒総会 | ④ 常任委員会  | ⑦ 選挙管理委員会 |
| ② 代議員会 | ⑤ ホームルーム | ⑧ 部長会議    |
| ③ 執行部  | ⑥ 議長団    | ⑨ 外 局     |

#### 第1節 生徒総会

第6条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、次の事項を審議し承認する。

- (1) 年間活動計画及び報告
- (2) 予算および決算
- (3) 生徒会会則の改廃
- (4) 本会の目的達成のために必要な事項

第7条 生徒総会には、定例総会と臨時総会がある。

- (1) 定例総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、開催することができる。

第8条 生徒総会は、本会の会員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で承認する。

#### 第2節 代議員会

第9条 代議員会は、生徒総会にかわる議決機関であり、必要に応じて生徒総会にかわるができる。

- (1) 代議員会は、各ホームルームの委員長で構成される。ただし、委員長欠席の場合は副委員長が

代理として出席できる。

- (2) 代議員は、ホームルームの意見を尊重し、全会員の代表として活動しなくてはならない。

第10条 代議員会は、次の場合に会長が招集し、開催される。

- (1) 代議員の3分の1以上の要求がある場合。
- (2) 会員の10分の1以上の要求がある場合。
- (3) 会長が必要と認めた場合。

第11条 代議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 執行部役員の承認
- (2) 部及び同好会の改廃
- (3) ホームルームからの提案事項
- (4) その他の事項

第12条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で承認する。

第13条 代議員会は、必要に応じて、各機関の代表者の出席を求めることができる。

### 第3節 執行部

第14条 執行部は、本会の執行機関であり、会長1名、副会長・書記・会計各2名、庶務若干名によって構成される。会長・副会長は選挙により選出される。他の執行部役員は会長が指名し、代議員会で承認を得なければならない。

第15条 執行部は、生徒総会及び代議員会での審議事項を立案し、決定事項を執行する。

第16条 執行部役員の任務は、次の事項とする。

- (1) 会長は、本会を代表し、執行部を統括し、会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合は、これを代行する。
- (3) 書記は、本会の記録文書等を整理・保管する。
- (4) 会計は、本会の経理を担当する。
- (5) 庶務は、諸活動の広報と連絡・調整の任にあたり、各種委員会の協力のもと、これを実施する。
- (6) 執行部役員は、原則として代議員会に出席し、議案説明並びに質問に対する答弁をしなければならない。
- (7) 執行役員は、次の委員を兼務できない。

- ① 各常任委員、 ② 選挙管理委員、 ③ 議長

### 第4節 常任委員会

第17条 本会の目的達成のために、次の委員会を設置し、各分野での立案および運営にあたる。

- (1) 保健委員会 各ホームルームの保健委員で構成され、美化及び保健活動を担当する。
- (2) 生活委員会 各ホームルームの生活委員で構成され、校内外の規律維持及び風紀全般を担当する。
- (3) 文化委員会 各ホームルームの文化委員で構成され、文化活動を担当する。
- (4) 体育委員会 各ホームルームの体育委員で構成され、体育的活動を担当する。

- (5) 図書委員会 各ホームルームの図書委員で構成され、図書の貸し出しなどを担当する。

第18条 各委員会には委員長1名、副委員長2名をおく。

#### 第5節 ホームルーム

第19条 ホームルームは、生徒会組織の基盤であり、各機関からの課題を討議し、議決事項を実行する。

第20条 ホームルームには、次の委員をおく。

- |              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| ① 委員長（1名）    | ② 副委員長（1名） | ③ 議長（1名）   |
| ④ 選挙管理委員（1名） | ⑤ 保健委員（2名） | ⑥ 生活委員（2名） |
| ⑦ 体育委員（2名）   | ⑧ 文化委員（2名） | ⑨ 図書委員（1名） |

#### 第6節 議長団

第21条 議長団は、各ホームルームの議長の中から各学年1名ずつを選出し、計3名で構成される。

第22条 議長団は、代議員会・生徒総会の議事運営及び議事録の整理にあたる。

第23条 議事運営規程は、別に定める。

#### 第7節 選挙管理委員会

第24条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された選挙管理委員で構成される。

第25条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長2名をおき、選挙に関するすべての業務を行う。

第26条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付
- (3) ポスターに関する事項
- (4) 立会演説会の開催
- (5) 投票および開票に関する事項
- (6) 選挙違反の防止及び処理
- (7) 選挙結果の公示
- (8) 解職に関する事項
- (9) その他選挙規程に定められている事項

第27条 選挙規程は別に定める。

#### 第8節 部局長会議

第28条 部局長会議は、各部の部長および外局長で構成し、各部活動の連絡調整等を行う。

#### 第9節 外局

第29条 外局として、次の3局をおく。

- (1) 放送局 (2) 図書局 (3) 吹奏楽団

第30条 外局は、各ホームルーム代表1名及び同好者によって構成される。ただし、放送局と吹奏楽団は同好者をもって構成する。

第31条 外局は、全会員への奉仕・福祉活動を行う。

第32条 外局には、局長をおく。

## 第 10 節 部及び同好会

第33条 部及び同好会は、本会の目的達成のため、同好者をもって構成される課外活動である。

第34条 部の設立は、はじめ同好会として組織し、申請により所属生徒数及び活動状況を代議員会で審査し、その承認を得て、次の年度から部として発足する。

第35条 各部の活動費は、本会が補助する。

第36条 各部には、部長をおく。

第37条 部及び同好会設置規程・遠征規程は、別に定める。

## 第 3 章 任 期

第38条 生徒会執行役員の任期は、次のように定める。

会長及び副会長の任期は、10月1日より翌年9月30日までの1年間とし、その他の執行部役員・各ホームルーム委員の任期は、前期は4月1日より9月30日まで、後期は10月1日より翌年3月31日までの半年間とし、選挙管理委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。また監査委員の任期は、予算成立時より決算終了時までの約1年間とする。ただし、事務引き継ぎに関してはこの限りではない。

第39条 欠員が生じた場合は、速やかにこれを補い、残期を務めるものとする。

## 第 4 章 会 計

第40条 本会の経費は、全会員の会費・入会金、その他の特別収入をもって当てる。

第41条 会員は、毎月定められた会費を納入しなければならない。

第42条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第43条 慶弔規程は、別に定める。

## 第 5 章 解 任

第44条 会長及び副会長に対する解職の請求には、全会員の3分の1以上の署名がなければならない。

第45条 解職の請求がなされた場合には、選挙管理委員会はこれを受け付け、審査する。

第46条 解職の請求が正当と認められた場合には、選挙管理委員会は、信任投票を行わなくてはならない。

第47条 会長及び副会長の解任は、前条の信任投票で不信任が過半数に達した場合に成立する。この場合、15日以内に改選しなければならない。

第48条 会長解任の場合には、会長指名の執行部員は、辞職しなければならない。

第49条 会長及び副会長以外の執行部員に対する解職の請求には、全会員の3分の1以上の署名がなければならない。

第50条 前条の署名があった場合、会長は代議員会を招集し、代議員会で4分の3以上が解職に賛成すれば、その役員は解職される。

## 第 6 章 改 正

第51条 本会則の改正は、生徒総会の承認を必要とする。

## 第 7 章 附 則

第52条 本会則は、昭和60年2月27日より施行する。

平成2年10月1日 一部改正

平成17年5月11日 一部改正

平成28年5月9日 一部改正

平成29年5月8日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

## 議事運営規程

### 第 1 章 総 則

第1条 本規程は、北海道札幌稲雲高等学校生徒会議事運営規程と称する。

第2条 本規程は、生徒総会及び代議員会において、円滑に議事運営が行われることを目的として規定する。

### 第 2 章 招 集

#### 第 1 節 生徒総会

第3条 生徒総会は、会則第2章第1節第7条に基づいて開催する。

第4条 生徒総会の開催日時については、執行部と生徒会顧問との協議を経て職員会議で決定する。

#### 第 2 節 代議員会

第5条 代議員会は、会則第2章第2節第10条に基づいて開催する。

### 第 3 章 会の成立

#### 第 1 節 生徒総会

第6条 生徒総会は、全会員をもって構成し、その3分の2以上の出席で成立する。

第7条 生徒総会において、各ホームルーム委員長は、各ホームルームの出席者数を確認し、議長団に届け出る。

#### 第 2 節 代議員会

第8条 代議員会は各ホームルームの委員長全員をもって構成し、その3分の2以上の出席で成立する。

第9条 代議員の代理は、会則第2章第2節第9条の精神に基づき、委員長欠席の場合の副委員長以外はこれを認めない。

### 第 4 章 案件提出

## 第 1 節 生徒総会

第10条 生徒総会への案件提出は、ホームルームあるいは執行部、各常任委員会での審議を経て、事前に文書をもってなされなければならない。

第11条 代議員会への案件提出は、ホームルームあるいは執行部、各常任委員会での審議を経て、事前に文書をもってなされなければならない。

第12条 案件提出者は、必要に応じて会議に出席し、提出案件の説明及び質問に対する答弁をしなければならない。

第13条 代議員会は、会則第2章第2節第13条により他機関の代表者の出席を求めることができる。

## 第 5 章 議 長 団

第14条 議長団は、会則第2章第6節第21条により構成され、同第22条の任にあたる。

第15条 議長団は、議長1名、副議長2名を互選する。副議長は、議長を補佐する。

第16条 議長は議場の秩序維持及び円滑な議事進行をはからなければならない。

第17条 議長は、前条に基づき、次の権限を有する。

- (1) 議事の順序を決定する権限。
- (2) 議場の秩序及び議事進行を妨害する者に注意を与え、従わない者には退場を命ずる権限。
- (3) 議事整理上必要と認めた場合、発言を制する権限。

第18条 議長団は、会議における議事を正確に記録し、会議終了前に承認事項及び議決事項を明示する。また、会議終了後に、議事録を執行部に提出する。

第19条 議事録には、次の事項が記載されていなければならない。

- (1) 会議の種類
- (2) 開催年月日、開会閉会時刻、場所、記録者氏名
- (3) 議長・副議長氏名、出席者数（学年・組別）
- (4) 議題、提出機関名
- (5) 発言者の学年・組・氏名・発言事項
- (6) 応答者の役名・応答事項
- (7) 表決結果、承認及び議決事項
- (8) その他、必要と認めた事項

第20条 議長団は、厳正中立を守り、議案に対する発言及び表決権を有しない。

## 第 6 章 発 言

第21条 発言者は挙手し、議長の許可を得て初めて行われる。

第22条 発言は、起立し、学年・組・氏名を述べて行う。

## 第 7 章 動 議

### 第 1 節 生徒総会

第23条 生徒総会は、会則第2章第1節第6条により、議事進行上の動議以外は、取り上げない。

## 第2節 代議員会

第24条 発言者は起立し、学年・組・氏名を述べて行う。

順位	動議の種類	支持	討議	修正	可決条件	機能
1	閉会動議	有	無	不可	過半数	閉会
2	休憩動議	有	無	可	過半数	休憩
3	討議順序に関する動議	有	無	不可	過半数	討議順序の変更
4	討議打ち切り動議	有	無	不可	3分の2以上	討議を打ち切って議決
5	討議制限動議	有	無	可	過半数	質疑の件数を制限
6	期限付き延期動議	有	有	可	過半数	ある日時まで会議を中断
7	委員会付託動議	有	有	可	過半数	時間や知識の不足で結論が出せない場合、常任委員会に付託する
8	修正動議	有	有	可	過半数	議案の一部を修正
9	主要動議	有	有	可	過半数	議案を決する

## 第8章 承認及び議決

### 第1節 生徒総会

第25条 生徒総会の表決は、出席者の挙手による表決で、出席者の過半数の賛成をもって、これを承認する。

第26条 前条の表決の結果、不承認の場合、議長は、議事録をもって代議員会に差し戻し、その決定を代議員会に委託する。

### 第2節 代議員会

第27条 代議員会の表決は、出席者の挙手による表決で、出席者の過半数の賛成をもって、これを議決する。

## 第9章 傍聴人及びその他の出席者

### 第1節 傍聴人

第28条 代議員会の傍聴を希望する者は、会議前に議長団の許可を得なければならない。ただし、議場の都合により、その人数を制限されることがある。

第29条 傍聴人は、発言権及び表決権を有しない。

第30条 傍聴人は、退場を命ぜられた場合には、速やかに退場しなければならない。

### 第2節 教職員

第31条 教職員は、会議に出席し、助言することができる。

## 第10章 改正

第32条 本規程の改正は、生徒総会の議決を必要とする。

附則 この規程は昭和60年2月27日より施行する。

附則 この規程は平成17年5月11日より改定施行される。

## 選挙規程

### 第1章 総 則

第1条 本規程は、北海道札幌稲雲高等学校生徒会選挙規程と称する。

第2条 本規程は、本生徒会の会長及び副会長選挙について定めるものとする。

### 第2章 選挙権・被選挙権

第3条 選挙権は、選挙管理委員を除く全会員が有する。

第4条 被選挙権は、選挙管理委員を除く全会員が有する。

### 第3章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 会則第2章第7節第26条に定める事項
- (2) 投票日・投票所・投票方法の決定
- (3) 立候補届出書の発行
- (4) 立会演説会の司会
- (5) 解職に関する事項は、会則第44条による。

### 第4章 選挙の公示

第6条 選挙管理委員会は、投票日の10日前までに選挙の実施を、掲示物をもって公示する。

第7条 公示では、次の事項を明示しなければならない。

- (1) 選挙を行う役職
- (2) 立候補届け出の方法と期間
- (3) 立会演説会及び投票の実施日
- (4) 投票の方法と投票所

### 第5章 立 候 補

第8条 立候補者は、立候補届出書に責任者の連署及び必要事項を記載の上、選挙公示後、定められた期間内に、選挙管理委員会に提出しなければならない。

第9条 選挙管理委員会は、立候補届出書を受け次第、立候補者名を公示しなければならない。

第10条 立候補締切日までに、立候補者がいない場合は、代議員会の承認を経て、期間を延長することができる。

第11条 立候補者が、立候補を取り消す場合は、投票日の3日前までに、選挙管理委員会にその旨を届

け出なければならない。

## 第 6 章 選挙運動

第12条 運動期間は、立候補届出時から投票日の前日までとする。

第13条 選挙運動は、立会演説会・ポスター、その他選挙管理委員会で承認した方法で行う。

第14条 選挙運動の禁止行為を、次のように定める。

- (1) 選挙管理委員の選挙運動
- (2) 他の立候補者の名誉を侵害する言動
- (3) 校外での選挙運動
- (4) 指定箇所以外にポスターを掲示すること
- (5) その他、選挙管理委員会で不当と認めたこと。

第15条 ポスターは、次のように規定する。

- (1) 用紙は、選挙管理委員会が認めたものを用いる。
- (2) ポスターには、選挙管理委員会の承認印を必要とする。
- (3) 掲示場所及び枚数は、選挙管理委員会が指定する。

第16条 選挙違反の確認は、選挙管理委員会が行う。

第17条 選挙管理委員長は、選挙違反が確認された場合、その是正を指示しなければならない。指示に従わない場合、及び投票後に重大な選挙違反が確認された場合、その立候補者の当選を取り消すことができる。

## 第 7 章 投 票

第18条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成したものを用いる。

第19条 立候補者が、会長 1 名及び副会長 2 名の場合には、信任投票を行う。

第20条 投票は選挙管理委員立ち会いのもとに、投票所で行う。

## 第 8 章 開 票

第21条 開票は、投票が終わり次第、立候補者立ち会いのもとに、選挙管理委員が行う。

第22条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いない場合
- (2) 規定の投票方法によらない場合
- (3) 白紙投票の場合
- (4) その他、選挙管理委員会が無効と認めた場合

第23条 開票された投票用紙は、半年間保管しなければならない。

## 第 9 章 当 選

第24条 有効投票数の過半数の支持、または信任を受けた者は当選とする。

第25条 前条に該当する者のない場合には、上位2名による決選投票を行い、これによって決定する。

第26条 選挙管理委員会は、当選者が決まり次第、公示する。

## 第10章 異議申し立て

第27条 選挙に関する異議がある場合、申し立て人は結果発表後2日以内に、選挙管理委員長に届け出なければならない。

第28条 選挙管理委員長は、異議申し立ての届け出があった場合、届け出後3日以内に選挙管理委員会を開き、申し立て内容について検討しなければならない。

第29条 選挙管理委員長は、申し立てを却下した場合は、直ちに申し立て人に通知しなければならない。また申し立てを受理した場合には、再選挙等の適切な対応をすみやかに取らなければならない。

第30条 選挙管理委員長は、異議申し立てを受理した場合は、その内容と対応について直ちに全会員に告知しなければならない。

## 第11章 改正

第31条 本規程の改正は、生徒総会の議決を必要とする。

## 第12章 附 則

第32条 本規程は、昭和60年2月27日より施行する。

平成17年5月11日 一部改正

## 部・同好会設置規程

### 第1条（目的）

本規程は生徒会会則第37条に基づき、部・同好会の設置と活動に関する事項を定める。

### 第2条（部設置要件）

部の設置は、次に記すことを要件とする。

- (1) 許可された同好会として、1年以上活動していること。
- (2) 本会の活動の目的（生徒会会則第3条）に合致していること。
- (3) 10名以上の同好者がいること。
- (4) 活動する場所があること。
- (5) 顧問（本校職員）がいること。

### 第3条（同好会設置要件）

同好会の設置は、次に記すことを要件とする。

- (1) 本会の活動の目的に合致していること。
- (2) 10名以上の同好者がいること。
- (3) 活動する場所があること。

- (4) 顧問（本校職員）がいること。

#### 第4条（部・同好会の申請）

部・同好会の設置の申請は、第2条、第3条の要件を満たした上で、所定の用紙に必要事項を記載し、次の要領により生徒会長に提出する。

- (1) 申請については、提出期限を2月末とする。
- (2) 設置については、提出期限を原則として毎年度末とするが、特別の事情がある場合、4月中も可とする。

#### 第5条（部・同好会の設置の許可）

部・同好会の設置の許可は、生徒会長が代議員会に提案し、承認を得た場合とする。

#### 第6条（降格・休部・廃止）

4月初め～翌年3月末までの1年間において、次の(1)～(3)の事項に該当する場合、(4)の段階に従い、部から同好会への降格、休部あるいは廃止とし、生徒会長が代議員改に提案し、承認を得る。

- (1) 部員数の減少等により活動が困難となった場合。
- (2) 活動が著しく不活発な場合。
- (3) 本会の目的に反する活動を行った場合。
- (4) 1年間活動がない部は、同好会に降格する。さらに、1年間活動がない場合は廃止とする。

#### 第7条（休止の再開）

休止している部・同好会の活動を再開しようとする者は、生徒会長に申請すること。この場合の要件・手続は、第2条（(1)を除く）、第3条、第4条、第5条を準用する。

#### 第8条（改廃）

本規程の改廃は、代議員会の承認を得るものとする。

附則 この規程は昭和62年3月1日より施行する。

附則 この規程は平成17年5月11日より改定施行される。

令和7年4月1日 一部改正

附則 この規定は令和8年4月1日より施行する。

## 生徒会遠征規程

### 第1章 総 則

第1条 本規程は、本校生徒会の各部・各機関（執行部・外局をいう）に所属する生徒が、対外行事に参加すること、及び生徒会がその参加に要する遠征費（交通費等）の一部を援助することに関わって定めるものである。

第2条 遠征する各部・各機関は、日常的に活動していることを条件とする。また、その参加生徒は、学業生活を十分に満たしており、心身が健康であることを必要とする。

## 第 2 章 参加の対象となる対外行事

第 3 条 参加する対外行事は、本生徒会の目的達成に資するものでなくてはならない。また、各部・各機関は参加しようとする対外行事を精選しなければならない。

第 4 条 参加することのできる対外行事は、次の各項による。

- (1) 高体連・高野連・高文連主催、共催の地区大会・研究会・発表会・コンクール等
- (2) (1)の大会・コンクール等で出場権を得た全道大会
- (3) (2)の大会・コンクール等で出場権を得た全国大会及び国体
- (4) 国体への上場選手を選抜するための大会、合宿等
- (5) 別表に定める団体の主催する大会及び文化系各部についてはこれに類する大会で、生徒会執行部と生徒会顧問が審議し、(1)の大会に準ずると認めた場合
- (6) 全道大会であっても地区予選がない種目の場合、及び標準記録に基づき出場権を得た場合は、生徒会執行部と生徒会顧問が審議し、参加を認めた場合
- (7) 生徒会執行部・外局の研究大会・交流会への参加

## 第 3 章 遠征費の援助

第 5 条 各部・各機関が第 2 章第 4 条で規定された地区大会等に参加する場合は、生徒会執行部と生徒会顧問の審査を経て、次により遠征費の支給を受けることができる。

- (1) 支給する遠征費は、参加料と交通費のみとする。
- (2) 体育系各部は、第 4 条(1)の大会について、参加料の支給を年間通じて 3 回、交通費の支給を年間を通じて 2 回を申請により受けることができる。
- (3) 文化系各部・各機関は第 4 条(1)(5)の大会について、参加料の支給を年間通じて 3 回、交通費の支給を年間通じて 2 回、申請により受けることができる。但し、(1)の大会を優先すること。
- (4) 援助の対象人数は、大会・研究会・発表会・コンクールの開催要項に従う。体育系部にあっては、登録メンバーの人数とする。
- (5) 参加料は、開催要項に定める額を支給する。
- (6) 参加を認められた者に対して、1 日 800 円の交通費を支給する。ただし、市外で行われるものについては、手稲駅を起点とし、往復の JR 運賃の実費を支給する。
- (7) 大会・研究会・発表会・コンクールに先立って、主将会議等が行われる場合、これに対しても交通費を支給する。
- (8) 大会参加日数が複数である場合、それに応じて交通費を支給する。

第 6 条 各部・各機関が第 2 章第 4 条で規定された全道大会に参加する場合は、生徒会執行部と生徒会顧問の審査を経て、次により遠征費の支給を受けることができる。

- (1) 支給する遠征費は、2 回までとし、校内他団体より参加料、交通費、宿泊費、栄養費の支給を受けることができる。
- (2) 援助の対象人数は、大会・研究会・発表会・コンクールの開催要項に従う。体育系部にあつて

は、登録メンバーの人数とする。

- (3) 参加料は、大会要項に定める額を支給する。
- (4) 参加を認められた者に対して、1日800円の交通費を支給する。ただし、市外で行われるものについては、実費で支払う。JR利用の場合は手稲駅を起点とし、往復のJR運賃を支給する。また、市外で行われる団体種目出場にあたり参加者が乗合バスを利用する場合、JR運賃に代えてその実費を支給することとする。また、貸し切りバスが最安の場合は貸し切り料金とする。JR利用が、白老・深川・占冠以遠に及ぶ場合は、特急料金は往復を支給する。
- (5) 参加料・交通費（貸し切りバスの場合）は領収書を提出する。
- (6) 大会期間中であっても、参加資格を失った場合は、直ちに帰校するものとする。ただし、大会日程上直ちに帰校できない等のやむを得ない事情がある場合、生徒会執行部と生徒会顧問で審議して最小限の延長を認めることができる。

#### 第4章 手続き

第7条 対外行事に参加する各部・各機関は、大会等参加の1週間前までに大会参加許可願（大会に参加する生徒名が確認でき、また所属する学級担任の確認印を押したもの）を、大会開催要項またはそれに相当する書類を添付して生徒会顧問に提出し承認を受ける。

第8条 各部・各機関が第3章で規定された遠征費の支給を受けようとする場合は、前条の手続きに加えて、必要事項を記入した次の書式を生徒会顧問に提出して請求する。

- (1) 第5条で規定された遠征費を請求する場合は、生徒会費支出（戻入）決定書を生徒会顧問に提出する。
- (2) 第6条で規定された遠征費を請求する場合は、団体所定の全道大会遠征費支出（戻入）決定書を提出する。

#### 第5章 全国大会への参加

第9条 全道大会において全国大会への参加出場権を得たものについては、参加は認めるが、経費について生徒会とは関与しない。但し、これを校内他団体が支給することを妨げない。なお、他団体から遠征費の支給を受けようとする場合は、団体所定の手続を行うこと。

#### 第6章 その他

第10条 この規程により処理できない場合は、生徒会執行部の提案により、生徒会代議員会で審議する。

第11条 吹奏楽団・演劇部・美術部の地区大会、全道大会参加に関わる運搬費は、生徒会予算の負担金より支出するものとする。

第12条 本規程の改正は、生徒会総会の議決を必要とする。ただし別表の改定は代議委員会の議決による。

#### 第7章 附 則

第13条 本規程は、昭和63年4月1日より施行する。

平成5年5月6日 一部改正  
平成17年5月11日 一部改正  
平成19年5月9日 一部改正  
平成26年5月16日 一部改正  
平成28年5月9日 一部改正  
平成30年5月7日 一部改正

## 別表

### 【連盟】

札幌弓道連盟	札幌卓球連盟	札幌柔道連盟	札幌合唱連盟
札幌地区吹奏楽連盟	札幌スキー連盟	北海道中央地区弓道連盟	北海道柔道連盟
北海道音楽教育連盟	北海道書道教育連盟	北海道吹奏楽連盟	北海道合唱連盟
北海道スキー連盟	北海道水泳連盟	全日本吹奏楽連盟	全日本合唱連盟
小原流学校教授者連盟			

### 【協会】

札幌地区サッカー協会	札幌地区バスケットボール協会	札幌陸上競技協会
札幌ソフトボール協会	札幌テニス協会	札幌バレーボール協会
札幌バドミントン協会	札幌市体育協会	北海道サッカー協会
北海道陸上競技協会	北海道体育協会	北海道テニス協会
北海道水泳協会	北海道写真協会	全国高等学校演劇協議会

## 全国大会出場規程

1. 高体連、高文連等において、全道大会で全国大会に出場の資格を得た者とする。
2. 大会参加について、参加競技の前日より、競技終了までとする。ただし、場合によっては終了日当日の宿泊を認める。
3. 交通費・宿泊費等の経費全般について、生徒会は関与しない。

# 生徒会組織図

